

糸魚川市希少野生動植物保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 個体等の取扱いに関する規制（第10条—第16条）

第3章 土地の所有者の義務等（第17条・第18条）

第4章 雑則（第19条—第21条）

第5章 罰則（第22条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市内に生息し、又は生育する貴重で希少な野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるとともに市民の貴重な財産であり、かつ、市民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、これら希少野生動植物の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代へ継承していくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「希少野生動植物」とは、市内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) その種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
- (2) その種の個体の数が減少しつつあるもの
- (3) その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- (4) その種の個体の生息又は生育の環境が悪化しつつあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情があるもの

2 この条例において「指定希少野生動植物」とは、希少野生動植物のうち、第9条第1項の規定により指定されたものをいう。

3 この条例において「特別指定希少野生動植物」とは、指定希少野生動植物のうち、第9条第1項の規定により指定されたものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、野生動植物が置かれている状況を把握するとともに、希少野生動植物の保護に関する施策を実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民及び市内に滞在する者は、希少野生動植物の保護に自ら努めるとともに、市が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる希少野生動植物の個体の生息又は生育の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力しなければならない。

(財産権の尊重等)

第6条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(国、県等との連携)

第7条 市は、希少野生動植物の保護に関する施策の実施に当たり、必要と認めるときは、国及び県その他の地方公共団体（以下「国等」という。）と連携し、その推進に努めるものとする。

2 市長は、希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、国等に対し、執るべき必要な措置について協議を求めることができる。

(基本方針)

第8条 市長は、希少野生動植物の保護を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- (2) 指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- (3) 指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の個体又は卵若しくは種子等（種子及び栄養繁殖をする植物の球根、むかご等の器官を含む。以下同じ。）

(以下「個体等」と総称する。)の取扱いに関する基本的な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、希少野生動植物の保護に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、糸魚川市環境基本条例（平成19年糸魚川市条例第32号）第24条第1項の糸魚川市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定等)

第9条 市長は、希少野生動植物のうち特に保護する必要があると認める種を指定希少野生動植物に、指定希少野生動植物のうち特に緊急に保護する必要があると認める種を特別指定希少野生動植物に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

4 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 市長は、指定の必要がなくなったと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第4項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第6項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

第2章 個体等の取扱いに関する規制

(個体等の所有者の義務等)

第10条 指定希少野生動植物の個体等の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うよう努めなければならない。

2 市長は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生動植物の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関する必要な助言又は指導をすることができる。

(捕獲等の届出)

第11条 指定希少野生動植物（特別指定希少野生動植物として指定されているものを除く。以下この条及び第24条第1号において同じ。）の個体等の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、市長に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があった場合において、当該届出に係る捕獲等が指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該届出をした者に対して、当該捕獲等をする 것을禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して30日（30日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で市長が定める期間）を経過した後又は第5項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 市長は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日（第3項の規定により市長が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る捕獲等に着手してはならない。ただし、市長が指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる場合の捕獲等については、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合
- (2) 国等が行う事務又は事業

(捕獲等の禁止)

第12条 特別指定希少野生動植物の個体等は、捕獲等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第14条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(3) 国等が行う事務又は事業

2 他の法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により特別指定希少野生動植物の個体等の捕獲等が許可の対象となる場合であつて、規則で定めるときは、前項の規定は適用しない。この場合において、捕獲等をしようとする者は、当該法令等を遵守しなければならない。

3 前項の場合において、その許可に係る捕獲等をする者は、規則で定めるところによりその許可を受けたことを証する旨を市長に報告しなければならない。

（譲渡し等の禁止）

第13条 前条の規定に違反して捕獲等をされた特別指定希少野生動植物の個体等又はこれらの加工品であつて規則で定めるものは、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。

（捕獲等の許可）

第14条 学術研究又は保護のための繁殖の目的その他規則で定める目的で特別指定希少野生動植物の個体等の捕獲等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。

(1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。

(2) 捕獲等によって特別指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有していないことその他の事由により個体等を適切に扱うことができないと認められること。

4 市長は、第1項の許可をする場合において、特別指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

5 市長は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

- 6 第1項の許可を受けた者が法人である場合又はその許可に係る捕獲等に他人を従事させる場合は、規則で定めるところにより、市長に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 7 第1項の許可を受けた者は、その者又は前項の捕獲等に従事する者が第5項の許可証又は前項の従事者証を亡失し、又は滅失したときは、規則で定めるところにより、市長に申請をして、再交付を受けることができる。
- 8 第1項の許可を受けた者又は第6項の捕獲等に従事する者は、捕獲等を実施するときは、第5項の許可証又は第6項の従事者証を携帯しなければならない。
- 9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体等を適当な飼養栽培施設に収容するとともに、その他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第15条 市長は、前条第1項の許可を受けた者が同条第4項の規定により許可に付された条件に違反し、又は同条第9項の規定に違反した場合において、特別指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、相当の期限を定めて飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、前条第1項の許可を受けた者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、特別指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第11条第1項の届出をして捕獲等を行う者及び第14条第1項の許可を受けた者に対し、指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又は当該職員に、指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の個体等の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の個体等、飼養栽培施設、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 土地の所有者の義務等

(土地所有者等の義務)

第17条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第18条 市長は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第4章 雑則

(調査等の推進)

第19条 市長は、次に掲げる事項について推進し、その結果を定期的にこの条例に基づき指定又はその解除その他この条例の適正な運用に活用するものとする。

(1) 野生動植物の個体の生息又は生育の状況の調査及び研究

(2) 野生動植物の個体の生息地又は生育地の状況の調査及び研究

(3) 前2号に掲げる事項のほか、野生動植物に関して必要な調査及び研究

(監視員の設置)

第20条 市長は、希少野生動植物の保護のため、必要な監視、指導等を行うことを目的として、希少野生動植物保護監視員を置くことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項の規定に違反して捕獲等をした者
- (2) 偽りその他不正の手段により第14条第1項の許可を受けた者
- (3) 第15条第1項の規定による命令に違反した者

第23条 第14条第4項の規定により付された条件に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1項の規定による届出をしないで指定希少野生動植物の個体等の捕獲等をし、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第11条第5項の規定に違反した者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 第14条第8項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前4条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第1章の規定は、公布の日から施行する。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

- 2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年糸魚川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(糸魚川市希少野生動植物保護条例の一部改正)

第7条 糸魚川市希少野生動植物保護条例（令和5年糸魚川市条例第 号）の一部を次のように改正する。

第22条各号列記以外の部分及び第23条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。